令和２年６月オレンジ勉強会

会社役員の解任に伴う損害賠償請求について

令和２年６月１９日

根岸　美香

第１　取締役の解任に関する条文及び考え得る主張

１　条文

（１）　解任の根拠規定

会社法３３９条　役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる。

２　前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、株式会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

（２）　役員の定義規定

第三百二十九条　役員（取締役、会計参与及び監査役をいう。以下この節、第三百七十一条第四項及び第三百九十四条第三項において同じ。）及び会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（３）　役員と会社との関係

第三百三十条　株式会社と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

民法第六百五十一条　委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。

２　ＡのＢに対する主張として考えられるもの

取締役の解任自体を争うことはできないから，会社法３３９条２項の損害賠償請求をすることになる。

第２　会社法３３９条２項の損害賠償請求に関する問題

１　「正当な理由」

（１）　規範

解任について正当な理由がある場合とは、会社において取締役として職務の執行を委ねることができないと判断することもやむを得ない、客観的、合理的な事情が存在する場合をいう（平成２８年　７月２７日　東京地裁判決　平２６（ワ）２０５４５号)。

正当事由は、取締役に職務執行上の法令定款違反行為があった場合、心身の故障のため職務執行に支障がある場合、職務への著しい不適任となるべき事情がある場合等、業務執行の障害となるべき客観的状況がある場合をいうものと解すべきである（平成１０年１月２８日大阪地方裁判所第５民事部判決　平成７年（ワ）６０７９号)。

（２）　具体例

ア　正当な理由がある場合－忠実義務違反

例：会社の業務上の秘密を公開した（平成２６年１２月１８日東京地裁判決　平２３（ワ）３９１０７号・平２３（ワ）３９９９６号)。

イ　正当な理由がある場合－会社の重要な時期に，指定された職場から，正当な理

由なく離れた（平成２５年８月２８日東京地裁判決　平２３（ワ）４１６９７号）。

ウ　正当な理由がない場合－株主との経営方針の対立（平成２８年６月８日東京地裁判決　平２６（ワ）３２６０９号）

エ　正当な理由がない場合－会社と取締役との私的関係

例：会社からの借金（平成 27 年 6 月 29 日東京地裁判決　平２５（ワ）１７５３４号）

２　中間利息

中間利息を控除している裁判例はない。

３　遅延損害金

（１）　起算点

履行の請求を受けた時

（２）　利率

民法所定の年５分

法定責任であって、「商行為によって生じた債務」（商法５１４条）には該当しないと解されるため（平成２９年１月２６日東京地方裁判所判決　平成２７年（ワ）２０１６８号，平成 27 年 6 月 29 日東京地裁判決　平２５（ワ）１７５３４号）。

以上